

国名
ジャマイカ
在外公館名
在ジャマイカ日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月9日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、事前に許可申請が必要。</p> <p>○ 許可申請は、以下の書類をすべて英文で用意し、ジャマイカ保健省担当官宛メール（parchmentt@moh.gov.jm）で送付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 渡航者（保護者）からのリクエストレター（任意の様式） （2） 日程表（渡航日、航空便名等） （3） 主治医からのレター（治療歴、投与薬、投与量など） （4） ジャマイカでの滞在先 （5） 最新の有効な処方せん （6） （大麻など許可を要する医薬品の場合）本国公的機関による使用許可証又はそれに相当する文書 （7） 持ち込む予定の医薬品に貼付されているラベルのコピー（特に医療大麻） （8） 持ち込む予定の医薬品（投与量を含む）リスト <p>○ 書類に不備・問題等がなければ、許可証（Travel Permit）がメールあて返信される。また、空港関係当局の長にも送られる。</p> <p>○ 許可書の発給目処は、入国予定日の2週間以内の申請の場合、入国予定</p>

日の3労働日前。入国予定日の2週間より前の申請の場合は、入国予定日の2週間前。

○ また、持ち込む医薬品のラベルはオリジナルである必要がある。

○ 許可書はジャマイカ国内で医薬品を掲載する際に常時携行すること。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報